

第3回地域共生社会推進全国サミット in かまくら
運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和3年（2021年）6月

第3回地域共生社会推進全国サミット in かまくら実行委員会

1 業務の目的

第3回地域共生社会推進全国サミット in かまぐら開催に係る業務支援により、大会を円滑に開催するため、運營業務の委託をするものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

第3回地域共生社会推進全国サミット in かまぐら運營業務委託

(2) 委託事業者選考方法

公募によるプロポーザル方式（随意契約）

(3) 業務内容

仕様書（別紙1）のとおり

(4) 契約期間

契約締結日（令和3年（2021年）7月中旬（予定））から令和4年（2022年）3月31日（木）まで

(5) 事業費限度額（委託料の上限額）

10,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とします。

(6) 委託料の支払い

原則として、業務完了確認後の一括払いとします。

(7) 発注者

第3回地域共生社会推進全国サミット in かまぐら実行委員会
会長 松尾 崇

3 大会の概要

地域共生社会推進全国サミットは、自治体が主催し、すべての人が健康でいきいきと安心して住み慣れた地域でその人らしく生活できるような地域共生社会の実現に向けて、市民や全国から集まった地域福祉やまちづくりを推進する行政関係者などが、有識者による講演会等を通じて、地域共生社会についての理解を深め、その実現に向けた取組などを考えるイベントです。平成6年にスタートした全国在宅ケアサミット、平成12年に改称された介護保険推進全国サミットを前身として、平成30年から地域共生社会推進全国サミットとして毎年各地で開催されています。第1回を愛知県長久手市、第2回を秋田県湯沢市で開催し、令和3年（2021年）11月に、鎌倉市で第3回地域共生社会推進全国サミット in かまぐらを開催予定です。

鎌倉市では、平成31年（2019年）4月に鎌倉市共生社会の実現を目指す条例を施行し、市民がお互いに尊重し合い、支え合い、自らが望む形で社会との関わりを持ちながら生涯にわたって安心して暮らせる共生社会の実現に向けて取組を進めていくことを明らかにしました。この条例の理念に基づき、共生の意識を地域に広めると

もに、地域での住民相互の支援に係る活動や取組等を進めていくことは、共生社会の実現に不可欠なものです。そのためにも、サミットでの講演会やシンポジウムなどを通じて各地の事例などを学びながら、参加者それぞれが共生を考えるきっかけとし、地域で取組を広めていくモデルケースとするなど、共生社会の実現に向けた一助となるよう検討しています。併せて、全国からの参加者に向けて、鎌倉市の取組を発信できるようにしたいとも考えています。

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、参加届出書提出日から契約締結の日までの全期間に渡って、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 監督官庁から営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (3) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準（平成 30 年 6 月 29 日市長決裁）に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (4) 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月条例第 11 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）ではないこと。
- (6) 鎌倉市の入札参加資格を有していること、又は、企画提案書提出期限までに入札参加資格申請を完了していること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 業として、当該プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (9) 過去 5 年間に於いて、国、地方公共団体等を発注者とした本業務の内容と同種又は類似の業務を受注し、かつ履行を完了した実績を有すること。
- (10) 鎌倉市内で、担当者と委託業務運営に係る打合せを行うことが可能であること。
- (11) プライバシーマーク付与事業者であること。

5 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールの概要は、次のとおりです。

内容	期間等（予定）
公募開始	6月1日（火）
参加届出期間	6月1日（火）～6月14日（月）
質問受付期間	6月1日（火）～6月7日（月）
質問回答公表	6月9日（水）（予定）
参加資格審査結果通知	6月16日（水）
提案書等提出期間	6月17日（木）～6月30日（水）
プレゼンテーション	7月6日（火）（予定）
最優秀提案者の選出・結果通知	7月7日（水）（予定）

6 参加届出書等の提出

このプロポーザルに参加する事業者は、参加届出書等必要書類を以下のとおり提出してください。

- (1) 参加届出期間（(3)提出書類のうち①から⑤まで）
令和3年（2021年）6月1日（火）から6月14日（月）17時まで（必着）
- (2) 提案書等提出期間（(3)提出書類のうち⑥から⑫まで）
令和3年（2021年）6月17日（木）から6月30日（水）17時まで（必着）
- (3) 提出書類

	書類名	注意事項
①	公募型プロポーザル参加届出書	【指定様式（様式1）】 ・必要事項を記入し、代表者印を押印してください。
②	会社概要	【任意様式】 ・パンフレット、ホームページの写し等可
③	業務経歴書	【指定様式（様式2）】 ・過去5年間において、国、地方公共団体等を発注者としたこのプロポーザルに係る業務内容と同種又は類似の業務実績について、記入してください。（1件以上5件以内。）
④	関連業務に係る契約書及び仕様書の写し（1件分）	【任意様式】 ・③業務経歴書の最上段に記入した業務についての契約書及び仕様書の写しを提出してください。
⑤	誓約書	【指定様式（様式3）】 ・必要事項を記入し、代表者印を押印してください。
⑥	提案書等提出届出書	【指定様式（様式4）】 ・必要事項を記入し、代表者印を押印してください。

⑦	実施体制調書	【指定様式（様式5）】（両面印刷） ・業務の実施に当たる職員の体制について記入してください。
⑧	再委託調書	【指定様式（様式6）】 ・他の企業等に当該業務の一部について再委託をする場合にのみ記入してください。
⑨	提案書	【任意様式（参考様式あり（様式7））】 ・仕様書に基づく業務の提案書を、文章、図表、絵、写真等により、次の項目を含めて作成してください。 (1) 参加申込に関する業務 (2) 会場設営・撤去業務 (3) 会場運営・進行業務 (4) 大会資料・記録集等作成業務 ・A4版、20ページ（10枚）以内で作成してください。（両面印刷可） ・参考様式を使用する場合は、適宜枠の大きさの変更、用紙の追加等してください。ただし、20ページ以内に収めるものとします。
⑩	業務スケジュール表	【指定様式（様式8）】 ・提案内容に合わせて作業工程項目を設定し、スケジュール表を作成してください。
⑪	機材配置表	【任意様式】 ・ご提案いただく大会本部における機材等の配置表を作成してください。
⑫	見積書	【任意様式】 ・提案書に基づく業務の見積書を提出してください。（金額の内訳（積算根拠）を記載すること。） ・第3回地域共生社会推進全国サミット in かまくら実行委員会会長あてとし、作成日付、事業者の所在地・事業者名・代表者職氏名を記載、代表者印を押印してください。 ・税抜価格及び税込価格を記載してください。

※ 必要部数…正本1部（①～⑤・⑥～⑫を一式）

副本7部（②～④・⑥～⑫を一式）

※ 副本は、参加届出書等を提出する事業者名や当該事業者名が特定できる部分については、削除してください。

※ 番号順にそろえて提出してください。

(3) 提出方法

提出書類を第3回地域共生社会推進全国サミット in かまくら実行委員会事務局（以下「事務局」という。）まで直接提出してください。

（提出先は9ページに記載）

※ 平日9時から17時までに来庁してください。

(4) 参加資格の審査

提出書類を基に、参加資格の審査を行います。参加資格の審査結果は、令和3年（2021年）6月16日（水）までに、参加届出があった全ての事業者へ電子メールで通知します。

参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）は、提案書等の提出及びプレゼンテーションへの参加をお願いします。

7 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、質問票（別紙2）を以下のとおり提出してください。

(1) 提案書等の作成に係る質問の受付期間

令和3年（2021年）6月1日（火）から6月7日（月）17時まで

(2) 提出方法

質問票（別紙2）に必要事項を記入し、電子メールに添付して提出してください。

電子メールの表題は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」としてください。

（提出先は9ページに記載）

※ 電子メール送信後、事務局まで受信確認の電話をしてください。

※ 送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

(3) 質問への回答

質問及びその回答の内容は、令和3年（2021年）6月9日（水）までに本市ホームページで公表します。

(4) その他

電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答しません。

8 選考方法

(1) 選考手順

市で設置する審査会において、参加事業者ごとに下記の審査基準に基づいて評価及び選考を行います。選考に当たっては、最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が最も高かった者を最優秀提案者（契約予定事業者）として決定し、

次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、審査会で協議の上、決定するものとし、参加事業者が1者の場合も選考を行います。

審査の結果、最低基準の点数を上回る参加事業者がいなかった場合、このプロポーザルにおいては契約を行わないものとしします。

(2) 選考における審査基準

項番	審査項目	審査基準	配点
1	基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の内容を十分に理解しているか。 専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい説明となっているか。 	5
2	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 業務の円滑な実施が期待できる実績を有しているか。 	10
3	業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務を実施するための適切な体制が整っているか。 発注者や関係機関との十分な連携を図るとともに、柔軟な対応ができる体制となっているか。 個人情報管理するのに十分な体制となっているか。 職員の配置は明確か。 業務の遂行に必要な知識を有している者を配置しているか。 	20
4	再委託先との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> 再委託する業務の内容は適切か。 再委託先との連携を十分に図ることができる体制となっているか。 	10
5	提案内容	【提案全般】 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的な業務内容についての提案がなされているか。 	30
6		【業務スケジュール】 <ul style="list-style-type: none"> 確実に大会を履行できるスケジュールとなっているか。 緊急事態や不測の事態への対応が可能なスケジュールとなっているか。 	10
7		【リスク管理】 <ul style="list-style-type: none"> リスク管理ができるとともに、安全面や衛生面への対策がなされているか。 	10
8	コスト	<ul style="list-style-type: none"> 求められる内容を満たし、品質を第一としつつも、運営コストに配慮し、コスト削減のための工夫がなされているか。 	5
合計			100

(3) プレゼンテーション実施日

令和3年(2021年)7月6日(火)を予定しています。

(変更になる場合は、提案書等の提出期限までに参加事業者ご連絡します。)

(4) プレゼンテーション会場等

実施時間、会場等の詳細については、参加事業者ごとに別途連絡します。

(5) プレゼンテーション出席者

プレゼンテーション出席者は、3名以内とします。また、プレゼンテーションは、本業務に主に携わる者が行ってください。

(6) プレゼンテーション内容

20分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を15分程度行います。

プレゼンテーションは、提案内容の全体説明を行うほか、具体的な業務実績、業務の実施体制等を説明してください。

※ プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定されるような表現は、避けるようお願いします。

※ プレゼンテーションの際に、パソコン等を使用する場合は、事前に事務局までご相談ください。プロジェクター及びスクリーンは、事務局で用意し、その他必要となるものは、事業者が用意するものとします。

(7) その他

審査会での選考は、非公開とします。

9 結果の公表

選考結果については、市ホームページで公表するとともに、令和3年(2021年)7月7日(水)までに全ての参加事業者あてに通知します。

10 契約締結等

(1) 契約の締結

本業務の最優秀提案者(契約予定事業者)として決定した参加事業者は、第3回地域共生社会推進全国サミット in かまくら実行委員会と協議し、事業費限度額内で業務内容及び契約金額を決定した上で、必要書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

また、契約予定事業者が何らかの理由により契約を締結できなかったときは、次点の事業者を契約予定事業者として、契約交渉を行うこととします。

なお、第3回地域共生社会推進全国サミット in かまくらの主催は鎌倉市であるが、本業務の発注者は、第3回地域共生社会推進全国サミット in かまくら実行委員会とします。

(2) 契約保証金

契約予定事業者は、契約金額の10/100以上の額の契約保証金を納付することと

します。ただし、鎌倉市契約規則（昭和 39 年 6 月規則第 20 号）第 5 条各号のいずれかに該当する場合は、その納付を免除することとします。

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積額が事業費限度額を超過した場合
- (3) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会において失格であると認めた場合

12 その他留意事項

- (1) 手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) このプロポーザルの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (3) 提出書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めません。
- (4) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属します。ただし、市がプロポーザルの結果報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 提出された書類は、返却しません。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月条例第 4 号）に準拠し、提出書類を公開することがあります。
- (7) 参加届出書等の提出後、辞退する場合は、辞退届（任意書式、代表者印要）を提出してください。
- (8) 専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現としてください。
- (9) サミット開催期間までの準備期間の実施体制及びサミット開催期間中の実施体制を図に表示して提示してください。
- (10) 本業務においては、受注者が業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託することを禁じますが、業務の一部を、より専門性の高い第三者へ再委託することまで禁じるものではありません。このような一部再委託を予定する場合は、当該体制図に再委託先として予定する者も記載してください。
- (11) プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

- (12) 企画提案書の提出は1者につき1案のみとします。
- (13) この実施要領に定めのない事項については、関係法令等の定めるところによります。

13 問合せ・提出先

第3回地域共生社会推進全国サミット in かまくら実行委員会事務局

(鎌倉市地域共生課内) 担当

所在地 〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話番号 0467-61-3436

メールアドレス kyosei@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページアドレス

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chikyo/jigyousya.html>